

橋本市告示第 103 号

橋本市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 4 月 21 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

橋本市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成18年橋本市告示第53号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(訓練給付金の支給等) 第8条 略 2 支給申請は、受講修了日(<u>特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者</u> にあっては、当該給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 3～5 略	(訓練給付金の支給等) 第8条 略 2 支給申請は、受講修了日(<u>専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者</u> にあっては、当該 <u>専門実践教育訓練給付金</u> の支給額が確定した日)から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 3～5 略

附 則

この告示は、令和7年4月21日から施行する。